

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和元年12月2日(月)
午前9時57分～午前10時41分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 長南良彦 副委員長 大久保主計
委員 菅原和子 委員 吉田良
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
- 4 委員外議員 2名
議長 丹野政喜 副議長 菊地忍
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤幸也
次 長 加藤勤
主幹兼議事調査係長 川上真理子
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 令和元年第6回名取市議会定例会に係る会期及び日程
(案)について
確認事項
(1) 条例議案の事前説明会について
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について

- ① 議案の取り扱いについて
- ② 議員提出議案（意見書）の取り扱いについて
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
 - ① 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 請願の取り扱いについて
 - ② 陳情の取り扱いについて

午前9時57分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

令和元年第6回名取市議会定例会に係る会期及び日程案についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 初めに、次第書の1ページ、①の今期定例会に提出のありました市長提出議案20カ件の内容について御説明いたします。

資料の1ページをごらん願います。

まず、条例議案については、新規条例案4カ件、改正条例案7カ件です。

次に、補正予算については、一般会計、国民健康保険特別会計、土地取得特別会計、被災市街地復興土地地区画整理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計に係る6カ件です。

次に、その他議案については3カ件です。町の区域を新たに画することについて1カ件、指定管理者の指定について2カ件となっております。

以上が市長提出議案20カ件の内訳です。

次に、次第書の1ページ、② 議員提出議案につきましては、2カ件です。資料は3ページになります。条例1カ件及び意見書案1カ件となっております。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の1ページ ③ 一般質問をごらん願います。

一般質問については、11月28日の正午で通告を締め切りました。今期定例

会には9名の議員より、合わせて質問事項22事項、質問要旨71項目の通告があったところです。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認いたしますので、通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、大久保主計議員、2番、齋 浩美議員、3番、小野寺美穂議員、4番、菅原和子議員、5番、菊地 忍議員、6番、大沼宗彦議員、7番、郷内良治議員、8番、吉田 良議員、9番、大友康信議員となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期につきましては、次第書1ページの④ 会期にお示ししておりますとおり、12月4日水曜日から12月16日月曜日までの13日間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤ 日程の会期日程（案）について御説明いたします。資料は4ページから5ページまでをごらん願います。

令和元年第6回名取市議会定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の12月4日です。初めに、開会の後、会期の決定を行います。

次に、請願の委員会付託を行います。

次に、議案第97号から議案116号までの市長提出議案20カ件を一括上程いたしまして、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第99号及び議案第102号から議案第105号までの新規条例案1カ件及び改正条例案4カ件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第106号及び議案第107号の改正条例案2カ件、及び、議案第115号及び議案第116号の指定管理者の指定2カ件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議会案第2号に対する採決を行います。

次に、議会案第3号に対する質疑及び委員会付託を行います。

以上で散会となりますが、その後、常任委員会を開催します。

12月5日木曜日から8日日曜日までは、休会とするものですが、6日金曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び議案関連事業箇所の現地調

査、意見書案審査等を行います。

12月9日月曜日から11日水曜日までは、一般質問を行います。

12月12日木曜日から15日日曜日までは休会とするものですが、12日木曜日及び13日金曜日は、議案審査のため常任委員会を開催いたします。12日木曜日は、午前に総務消防常任委員会を、午後には建設経済常任委員会を、13日金曜日は午前に民生教育常任委員会を開催するものです。

最終日は12月16日月曜日となります。

まず、議案第97号及び議案第98号並びに議案第100号及び議案第101号までの新規条例案3カ件及び改正条例案1カ件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、招集日に委員会付託を行った、議案第106号及び議案第107号の改正条例案2カ件に対する討論、採決を行います。

次に、議案第108号から議案第114号までの補正予算案6カ件及び町の区域を新たに画することについての1カ件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、招集日に委員会付託を行った、議案第115号及び議案第116号の指定管理者の指定についてに対する討論、採決を行います。

次に、議会案第3号に対する委員長報告、討論、採決を行います。

以上、全ての議案の審議が終了し、12月定例会閉会となる会期日程案です。

なお、補足説明になりますが、12月11日水曜日は一般質問（質問順位9番）とする案ですが、本会議終了後に議会運営委員会及び議会広報特別委員会の開催を予定しております。

令和元年第6回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、令和元年第6回名取市議会定例会に係る会期及び日程案について、説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 12月11日の日程です。一般質問の後に議会運営委員会と議会広報特別委員会を予定しているとのことですが、本会議と2つの委員

会を開催しても午前中で終わる見込みはありませんか。

○委員長（長南良彦） 事務局からありますか。川上係長。

○書記（川上真理子） 委員御指摘のとおり午前中で終わる可能性もあると思いますが、一般質問が1人であっても午前中の遅くまで時間がかかる場合もあります。また、先ほど御説明したとおり、本会議終了後に議会運営委員会と議会広報特別委員会の2つの委員会の開催を予定していることから、12月11日は日程案のとおりといたしました。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 一般質問の通告者が9人だったので、3人ずつ3日間にできないものかと会派で話がありました。今の説明によると12月11日は議会運営委員会と議会広報特別委員会を予定しているとのことでしたので、これでいいです。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。12月定例会の会期日程案については、12月4日から12月16日までの13日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、令和元年第6回名取市議会定例会の会期日程案については、12月4日から12月16日までの13日間とすることに決定いたしました。

次に、条例議案の事前説明会について確認を行います。書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 次第書の1ページ下段をごらん願います。

条例議案の事前説明会については、明日12月3日火曜日午前10時より開催します。場所は議員協議会室です。

説明議案につきましては、議案第97号から議案第107号までの、新規条例4カ件と改正条例7カ件の、合わせて11カ件に対する説明になります。

説明員は、各条例を所管する部課長です。

○委員長（長南良彦） ただいま、書記をして説明をいたさせましたとお

り、条例議案の事前説明会が開催されますので、議案書を持参の上、御参集願います。

次に、議案の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 初めに、次第書の2ページをごらん願います。

1の（1）の① 審議方法・付託する常任委員会について議案番号順に御説明いたします。資料は6ページから7ページまで、議案の取り扱い（案）をごらん願います。

まず、議案第97号の新規条例案及び議案第98号の改正条例案の2カ件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に係る関連議案になりますので、12月16日月曜日に一括議題として質疑の後、委員会付託を省略し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

次に、議案第99号の新規条例案については、12月4日水曜日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

議案第100号及び議案第101号の新規条例案2カ件については、12月16日月曜日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第102号から議案第105号までの改正条例案4カ件については、12月4日水曜日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第106号及び議案第107号の改正条例案については、まず12月4日水曜日に質疑及び委員会付託を行います。12月16日月曜日に再度上程し、討論の後、起立採決を行います。

なお、これらの改正条例案については、議案第106号を総務消防常任委員会へ、議案第107号を民生教育常任委員会へ付託するものです。

なお、議案第99号 名取市令和元年台風第19号による災害被害者に対する市税の減免に関する条例につきましては、新規条例であり、一般質問の日程の後に審議することを例とするものですが、台風被害から1カ月以上が経過し、被害者に対する減免の受付を1日でも早く開始するため、12月4日水曜

日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

また、議案第102号から議案第105号までの4カ件につきましては、改正条例案であり、委員会付託を例とするものですが、議案第102号は、名取市基本構想及び名取市国土利用計画について本定例会中の審議を予定しているため、12月4日水曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

同じく、議案第103号 名取市職員の給与に関する条例及び名取市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第104号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2カ件につきましては、国家公務員の一般職及び特別職の給与を改正する法律案が、衆議院は令和元年11月7日、参議院は11月15日に賛成多数で可決、成立したことに伴い、令和元年12月の期末手当等の支給に反映させるため、12月4日水曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

同じく、議案第105号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため関係法律の整備に関する法律が12月14日に施行となるため、12月4日水曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第108号から議案第113号までの補正予算案6カ件については、12月16日月曜日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第114号の町の区域を新たに画することについては、12月16日月曜日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第115号及び議案第116号の指定管理者の指定2カ件については、まず12月4日水曜日に質疑及び委員会付託を行います。12月16日月曜日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、これらの指定管理者の指定については、議案第115号を総務消防常任

委員会へ、議案第116号を建設経済常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第2号の改正条例案につきましては、12月4日水曜日に提案理由説明、質疑、及び討論を省略し、直ちに起立採決を行うものです。

次に、議案第3号の意見書案につきましては、12月4日水曜日に質疑、委員会付託を行います。12月16日月曜日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、本意見書案については、民生教育常任委員会へ付託するものです。

① 審議方法・付託する委員会については以上です。

次第書2ページにお戻りください。

次に、② 議案審査に係る常任委員会の開催日程（案）についてです。会期日程（案）でも御説明いたしましたとおり、総務消防常任委員会を12月12日木曜日の午前に、建設経済常任委員会を同日の午後に、民生教育常任委員会を12月13日金曜日の午前に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻につきましては、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、③ 委員会審査報告書の取り扱い（案）についてです。

委員会における意見書案、及び議案の審査に係る委員会審査報告書が提出された場合につきましては、その報告を受けて定例会最終日に上程し、審議を行うとするものです。

議案の取り扱いについては以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、議案の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。議案の取り扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、議員提出議案（意見書）の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 議員提出議案（意見書）の取り扱いについて御説明いたします。

次第書の2ページ下段をごらん願います。

資料につきましては、10ページから12ページまでです。

今期定例会では、1カ件の意見書が提出されました。

議会案第3号 小・中学校全学年での少人数学級実施並びに特別支援学級の基準を8名から6名にすることを求める意見書（案）です。

本件の提出者は大沼宗彦議員、賛成者は齋 浩美議員です。

取り扱い案としては、民生教育常任委員会へ付託するものです。

議員提出議案の取り扱いについては以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま書記をして、議員提出議案（意見書）の取り扱いについて説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。

議員提出議案（意見書）の取り扱いについては、取り扱い案のとおり所管常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案（意見書）の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

次第書の3ページをごらん願います。① 改正案について御説明いたします。資料は8ページから9ページまでになります。

議会案としての上程日は、12月4日水曜日を予定しております。

提出者は、議会運営委員会委員長とし、賛成者は議会運営委員会の委員といたします。

条例改正の内容を御説明いたします。本市の議会議員の期末手当の支給割合については、国の特別職の職員の支給割合に準じていますが、今国会において人事院勧告による一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額等の改定を行う、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が衆議院は令和元年11月7日、参議院は11月15日に賛成多数で可決されました。

その内容については、期末手当の支給割合を現在の年間3.35月分を3.4月分に0.05月分引き上げ、令和元年12月支給分から実施するというものです。国のこのような根拠法令の改正を受けまして、本市議会議員の期末手当の取り扱いについて御協議願うものです。

資料9ページの条例改正案文をごらん願います。

第1条ですが、令和元年12月支給分は現在100分の167.5月分ですが、これが100分の172.5月分に引き上げられます。令和元年6月支給分が100分の167.5月分ですから、12月支給分の100分の172.5月分を合わせますと100分の340月分、年間3.4月分となります。

次に第2条ですが、100分の170月分、つまり1.7月分とし、年間3.4月分として支給するよう改正し、令和2年4月1日に施行することとするものです。

なお、本件につきましては、11月25日の会派代表者会議において説明し了承を得ております。

また、改正条例が可決された際には、通常の前期末手当支給日の12月10日は、0.05月分の引き上げ後の額で支給することを予定しております。

なお、議員1人当たりの差額支給額は27,650円となります。

次に、次第書の3ページ、② 取り扱い案について御説明いたします。

初めに、ア 上程・審議日については、12月4日水曜日、議案第116号 指定管理者の指定についての委員会付託の後を予定しております。

次に、イ 審議方法については、提案理由説明、質疑、及び討論を省略し、直ちに起立採決を行うものです。

名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 毎年この時期の話ですが、例年通りの対応をさせていただきたいと個人的には思っております。引き上げられることそのものについては、議員のなり手不足を解消するためといった議論もありますし、引き上げが報酬で必要だという意見があるということは十分理解できるのですが、この件に関しては人事院勧告に基づいてということ、地方行政として人事院勧告というものに準じる必要があるのかという、私にはどうしても納得できない部分ですので、今回、賛成者として署名することはできかねますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（長南良彦） 賛成できない、ということよろしいですか。

○委員（吉田 良） はい。

○委員長（長南良彦） 吉田 良委員から御意見がありました、ほかに御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） ただいま委員各位より御意見を伺いました。

議会運営委員会での協議は、全会一致が望ましいのですが、そうでない場合は、名取市議会委員会条例第15条の規定により表決することとなります。

それに沿って進めてまいりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。

それではお諮りいたします。ただいま議題となっております、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、名取市議会委員会条例第15条に基づき、採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長 起立多数であります。

よって、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例については、そのように決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 請願の取り扱いについて御説明いたします。

それでは、次第書3ページ、資料は13ページから17ページまでをごらん願います。

今期定例会には、1カ件の請願が提出されております。

請願第1号 政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願です。本請願の紹介議員は山田龍太郎議員です。

取り扱い案については、会議規則第130条の規定に基づき所管する常任委員会に付託することとなります。本請願につきましては建設経済常任委員会に付託する案です。

次に、本請願に係る今後の審議方法等について御説明いたします。委員会付託の結果にもよりますので、場合分けして御説明いたします。

開会日に本請願を委員会付託し、その後委員会において請願について採択すべきか否かを審議することとなります。今回の請願内容は、意見書の提出を求めるものですので、委員会の審査で採択すべきと決定した場合は、委員会において意見書案の審査もあわせて行うこととします。

委員会の請願審査の結果につきましては、閉会日に委員長から報告を行うこととし、あわせて請願審査報告書を配付いたしますが、「採択すべきものと決定した」との審査結果であった場合は、請願審査報告書にあわせて委員会で審査を行った意見書案を添付して配付することといたします。

委員長報告の後、委員長報告に対する質疑、討論、及び起立採決を行います。

採決の結果、不採択となれば、そこで本請願についての審議を終えることとなります。

採決の結果、採択となった際は、その後本会議を休憩することといたします。休憩中に議会運営委員会を開催し、採択となった請願に係る意見書を議会案として日程に追加することについて審議することといたします。

なお、議会案の提出者は先例により請願に係る所管常任委員会の委員長、

今回は建設経済常任委員会委員長となり、賛成者は議会運営委員会の委員とすることといたします。

本会議再開後、日程を追加し、議会案として意見書案の審議を行います。
質疑及び討論等を省略し、起立採決することといたします。

請願の取り扱いについては以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、請願の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 意見ではないのですが、意見書の提出ではいけなかったのですか。

○委員長（長南良彦） 紹介議員の山田龍太郎委員、よろしいですか。

○委員（山田龍太郎） 私もそのようにお伝えしたのですが、請願者の名を残したいといった要望がありました。なお、請願として案を用意されていたので、そのまま提出させていただきました。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 請願が採択されて意見書が可決とならないということはあり得ないのですが、このことを求めていた請願者として名前を残したいとのことですね。

○委員長（長南良彦） 山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） そのとおりです。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 委員会で採択すべきものとなった場合は意見書の審査もあわせて行い、本会議で採択となれば、請願の審議の後に休憩して意見書の提出となるとの説明でした。委員会で不採択とすべきものとなった場合はどのように取り扱うのでしょうか。

○委員長（長南良彦） 川上係長。

○書記（川上真理子） 委員会の審査で不採択とすべきものとなった場合でも、本会議で議題として採決までいたします。その結果採択となる場合もあります。

○委員長（長南良彦） 相澤事務局長。

○事務局長（相澤幸也） そのような場合も本会議を休憩し、議会運営委員会を開催いたします。意見書案については、議会運営委員会で審査していただくこととなります。その後本会議を再開して日程の追加をお諮りすることとなります。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 常任委員会での審査報告は、あくまで参考意見といったことになりますか。

○委員長（長南良彦） 川上係長。

○書記（川上真理子） 委員会での審査報告は本会議において委員長から行うこととなりますが、本会議の採決結果が委員会と同様となるとは限りません。委員会の審査結果が不採択とすべきとのことでも、本会議で採択となる場合もあります。採択となった場合は、休憩し、意見書案を議会案として提出するために議会運営委員会を開催し、再開後に議会案について日程の追加を行うこととなります。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 意見書の提出を求める請願であるから、請願と同時に意見書も提出があったとの取り扱いということによろしいですか。請願や意見書には締め切りがありますので、今回は意見書付きで提出されたということですね。わかりました。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。請願1カ件の取り扱いについては、取り扱い案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、請願の取り扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、陳情の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 陳情の取り扱いについて御説明いたします。

それでは、次第書3ページから4ページまで、資料は18ページから28ペー

じまでをごらん願います。

今期定例会には、5カ件の陳情が提出されております。

まず、陳情第4号 乗り合いバス「なとりん号」に関する陳情です。提出者は、愛島台自治会会長中山 透氏外4名です。

次に、陳情第5号 本郷地区内の道路整備等に関する陳情です。提出者は、本郷契約会会長高橋昭五郎氏です。

次に、陳情第6号 山神線及び成田線の道路拡幅に関する陳情です。提出者は、下余田町内会会長 齋藤 博氏外1名です。

次に、陳情第7号 飯塚成田線の着工・完成に関する陳情です。提出者は、下余田町内会会長 齋藤 博氏外1名です。

次に、陳情第8号 鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情です。提出者は、下余田町内会会長 齋藤 博氏外1名です。

以上、陳情5カ件の取り扱いについては、陳情の写しを全議員に配付するとともに、陳情第4号は総務消防常任委員会に、陳情第5号から陳情第8号までの4カ件を建設経済常任委員会へ送付し、調査を要請するものです。

陳情の取り扱いについては以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、陳情の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。陳情5カ件の取り扱いについては、取り扱い案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、陳情の取り扱いについては、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時41分 散会

令和元年12月2日

議会運営委員会

委員長 長 南 良 彦